

政策評価法に基づく評価について

弁護士 佐藤 泉

1. 政策評価法

平成 14 年 4 月施行

目的；行政の説明責任、効率性、成果重視への転換

2. 事前評価の実施（法第 9 条の規定に基づく評価）

1) 評価目的

効果の把握により、的確・適切な政策の採否・選択に資する情報の提供、将来的には今後の事前評価へのフィードバック

PCB 廃棄物処理事業については、PCB 特別措置法に基づき PCB 廃棄物の広域的かつ適正な処理をはかる。

2) 評価手法

実施要項等による；費用対効果分析の結果を踏まえ必要性・効率性・有効性の観点等から費用対効果分析を実施。

3) 評価結果の利用

政策への反映・公表・外部意見の受付・継続的改善

3. PCB 廃棄物処理事業における観点

1) 必要性 行政が行う必要があるか

環境負荷の重大さ・民間での処理困難性

2) 効率性

費用対効果

代替案との比較

PCB 廃棄物の質・量・処理方法・地域性などを考慮した代替案の可能性

3) 有効性

当該処理により、環境負荷がどの程度軽減されるか

4) 公平性

立地住民への配慮

立地適正・情報公開・事故防止対策

5) 優先性

他の政策よりも優先すべきか